

山形県告示第179号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係市役所、町役場及び村役場において縦覧に供する。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- (1) 名 称 村山市水資源保全地域
(2) 区 域 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める村山市の森林の区域
- (1) 名 称 朝日町水資源保全地域
(2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める西村山郡朝日町の森林の区域
- (1) 名 称 大蔵村水資源保全地域
(2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める最上郡大蔵村の森林の区域
- (1) 名 称 小国町水資源保全地域
(2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める西置賜郡小国町の森林の区域